平成２８年（フ）第７７４号
横浜市青葉区荏田町321番地　すみれハイツ103
債務者　久保井幸子
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1580番地１
債務者　高田　千春
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午後１時10分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第７６５号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番１―502号
債務者　青木　崇記
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９号
栃木県小山市大字神鳥谷253番地11、従前の住所茨城県結城市大字結城9637番地１　アビダス城西Ｄ―202
債務者　杉山　真美
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１１号
栃木県足利市五十部町804番地８、前住所群馬県太田市藪塚町1176番地１　ファミールＡＲＡＩ　Ａ―104号
債務者　阿部　友輔
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第７７１号
横浜市磯子区森４丁目８番15号　ネオステーションプラザ屏風浦202号
債務者　廣田　美佳
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８８号
横浜市神奈川区片倉１丁目15番５号　レオパレス片倉大丸101号
債務者　葛山　旭子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６１号
東京都八王子市元横山町２丁目９番10号メゾン元横山515号
債務者　川住　直人
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５７８号
横浜市栄区飯島町1627番地　ノースバレー202号
債務者　嶋田　永希
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６４号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目22番地６　ストレチア・アイ・ユー101
債務者　西　　政伍
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８７号
横浜市港南区港南台２丁目15番28号　サザンヒルズ港南台Ｂ棟102
債務者　村山　弘美
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７３号
栃木県鹿沼市村井町160番地１
債務者　仲田　大朗
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６３号
東京都立川市錦町６丁目20番17号ライオンズマンション立川303号
債務者　松田　弘子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７１号
東京都町田市金森東４丁目３番30号クレスト金森Ⅰ―105
債務者　矢野もと子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１号
釧路市栄町９丁目８番地　ドミールラン107
債務者　工藤美季子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午後１時30分
釧路地方裁判所